



国国地第 47 号

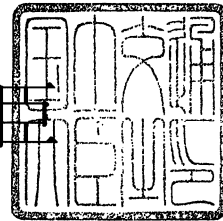
# 公共測量作業規程変更承認書

広島高速道路公社  
理事長

平成20年5月1日付け広高技第6号で変更申請のあった広島高速道路公社公共測量作業規程は、測量法(昭和24年法律第188号)第33条第1項の規定により承認する。

平成 20 年 5 月 15 日

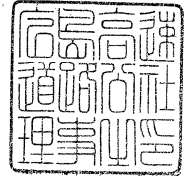
国土交通大臣



広高技 第 6 号  
平成 20 年 5 月 1 日

国土交通大臣 殿

広島高速道路公社  
理事長 田原克尚  
(企画調査部技術管理課)



### 公共測量作業規程の変更承認申請書

平成 14 年 5 月 10 日付け国国地発第 215 号で承認された広島高速道路公社公共測量作業規程を別添のとおり変更したので測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 33 条第 1 項の規定に基づき、承認を申請します。

計画機関	担当課(送付先)	計画機関所在地	準用規程
広島高速道路公社	企画調査部 技術管理課	〒730-0037 広島市中区中町 8 番 18 号 TEL 082-249-3693.	作業規程の準則 〔平成 20 年国土交通省 告示第 413 号〕

## 広島高速道路公社公共測量作業規程

広島高速道路公社公共測量作業規程は、作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）を準用する。

この場合において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「広島高速道路公社が行う」を加える。

第2条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」と、第8条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、それぞれ読み替えるものとする。